

相談支援体制の充実に向けた取組について

1 事業所アンケートを通してみえる課題

- ㊦ 障がいのある人が利用したいときに利用できる相談支援体制（質・量の確保）
- ㊧ 相談支援専門員が困ったときに相談できる後方支援体制
- ㊨ 特定相談支援事業所が継続して事業を行える運営基盤

2 課題を踏まえた対応

上記の課題を踏まえ、次の取組を総合的、継続的に行うことにより、相談支援の実施体制を質・量ともに確保していく。

特に、いわゆる「一人事業所」が相談支援専門員複数体制を実現できることに意を用いつつ、各区地域自立支援協議会、各区障がい者基幹相談支援センター等と連携して具体的に取組を進める。

（１）地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の登録推進

【取組内容】

- ・各区地域自立支援協議会での取組みに加えて、登録対象となる全ての障がい福祉サービス等事業所あてに事務連絡「地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス等事業所の登録について」（令和４年１２月２７日付）を発出して協力を依頼した。

【期待する効果】

- ・小規模の特定相談支援事業所であっても、拠点機能を担い、協働体制を確保することにより相談支援体制を強化できる〔㊦・㊧〕。
- ・機能強化型の報酬を算定できるようになり運営基盤の安定につながる〔㊨〕。
- ・緊急時の受入・対応機能を担う事業所が増えれば、緊急対応時の連絡調整が円滑となり、特定相談支援事業所の業務負担の軽減につながる〔㊦〕。

【検討事項】

登録事業所を増やしていくための具体的方策

（２）特定相談支援事業所への主任相談支援専門員の配置

【取組内容】

- ・障がい者基幹相談支援センターの職員に加えて、特定相談支援事業所の相談支援専門員にも主任相談支援専門員の役割を担ってもらえるよう、大阪府が実施する主任相談支援専門員養成研修受講に係る本市の推薦基準を作成する（令和５年度から予定）。

【期待する効果】

- ・困難事例への対応・地域づくり・人材育成を担う人材が、特定相談支援事業所に

も配置されることにより、地域の事業所の後方支援体制や相談支援体制を強化できる〔㊦・㊩〕。

- ・配置した事業所は、主任相談支援専門員配置加算を算定できる〔㊦〕。

【検討事項】

大阪府主任相談支援専門員養成研修の推薦基準

（３）相談支援体制の強化につながる研修等の充実

【取組内容】

- ・新たに相談支援専門員となったものが円滑に相談支援業務を行うことができるよう、業務の手順や業務に必要な帳票とその作成方法など、実務における基本的な事項を習得できる研修を実施する（令和５年度から実施予定）。
- ・相談支援従事者初任者研修で実施されるインターバルを有効に活用し、受け入れを行う各区障がい者基幹相談支援センターにおいて適切に実践につながる指導ができるよう、情報交換等を行う（令和５年度に実施予定）。
- ・自らの障がいや疾病の経験を活かしながら障がいのある人の支援を行うピアサポーター及びピアサポーターの活用方法等を理解した事業所の管理者等の養成する「障がい者ピアサポート研修」を実施する（令和４年度から）。
- ・精神障がいのある人の特性に応じた支援を提供できる従事者の養成に資する研修を実施する（令和５年度 実施予定）。

【期待する効果】

- ・相談支援業務への従事開始時点から円滑に業務への対応が可能となる〔㊦〕。
- ・ピアサポーターによる支援や精神障がいの特性に応じた支援を提供できる従事者が増えることにより相談支援の質の向上を図れる〔㊦〕。
- ・研修修了者を配置した事業所は、ピアサポート体制加算や精神障害者支援体制加算を算定できる〔㊦〕。

【検討事項】

研修内容及び実施方法

（４）各区において実践されている相談支援体制の充実に資する取組みの共有

【取組内容】

- ・各区の地域自立支援協議会等において実践されている、それぞれの地域課題を踏まえた相談支援体制充実に資する取組み（好事例）を、障がい者基幹相談支援センター連絡会において共有化する（令和５年２月から）。

【期待する効果】

- ・他区の取組みを知ること、各区の協議会や障がい者基幹相談支援センターの取組みが活性化し、相談支援体制や後方支援体制を強化できる〔㊦・㊩〕。

【検討事項】

- ・共有すべき取組内容の抽出や共有の方法

(5) 個々の状況に応じた支援の実施と支援内容に応じた適切な報酬算定の促進

【取組内容】

- ・ 個々の状況に応じた適切なモニタリング頻度が提案できるように、検討すべき視点や具体的な対象者像を記載した事務連絡を計画相談支援事業者あてに発出する（令和5年度当初予定）。
- ・ 計画相談支援の加算の要件や算定方法等を記載した資料を作成、周知するとともに説明会を開催する（令和5年度、早期に実施予定）。
- ・ 地域生活支援拠点等の機能を担う特定相談支援事業所が地域体制強化共同支援加算を算定するための地域自立支援協議会への報告方法を整理する（令和5年度当初予定）。

【期待する効果】

- ・ 適切なモニタリングの実施により相談支援の質が向上する〔㊦〕。
- ・ 支援内容に応じた報酬算定により事業所の報酬が増加する〔㊦〕。

【検討事項】

周知の内容及び対象

(6) 相談支援専門員を増やすための取組み

【取組内容】

- ・ 市内で障がい福祉サービスや介護保険サービスを運営する法人等に対して特定相談支援事業所の立ち上げや相談支援専門員の増員について協力を依頼する（令和4年度末頃予定）。
- ・ 確実な相談支援専門員確保の観点から、大阪府相談支援従事者研修（初任者研修）の受講定員の増加を府に働きかけるとともに、相談支援専門員の欠員により相談支援に支障が生じている事業所や、一人事業所に増配置しようとする申込者等について把握し、研修が優先的に受講できるよう取り組む（令和5年度から予定）。

【期待する効果】

- ・ 事業所が廃止に至ることを防ぎ、継続した計画相談支援の提供体制を確保できる〔㊦〕。
- ・ 相談支援事業所数や相談支援専門員数が増加する〔㊦〕。

【検討事項】

- ・ 協力依頼を行う対象（事業種別や法人種別等）
- ・ 優先受講をめざす対象者像

3 その他

- ・ 相談支援体制充実に向けた検討に際しては、セルフプランによりサービスを利用している方の状況を確認する必要があるため、今後、分析を進めていく。特に、介護保険サービスへの移行に関する影響を注視して行う。
- ・ 現在、障がい福祉サービス等受給者のうち、約4割がセルフプランによるものとみ

られ、その中に計画相談支援の必要性の高い方が含まれている可能性があることから、サービスの更新勧奨に合わせて、計画相談支援の利用を呼びかける取組の強化を検討する。

- ・各区障がい者基幹相談支援センターにおいて行われる計画相談支援の事業所選定について、利用者の個別状況や特定相談支援事業所の状況などを勘案し、適切な事業所が選定されるように取り組む。
- ・特定相談支援事業所に対する後方支援については、各区障がい者基幹相談支援センターを中心に、区地域自立支援協議会等を活用しつつ、適切に実施されるよう取り組む。その際は、本市委託事業であるスーパーバイザー派遣事業の活用や、近隣区の障がい者基幹相談支援センターとの連携など、必要に応じて様々な手法を検討する。